

総 統 企 第 10 号
平成17年 1 月 14日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総務大臣臨時代理
国 務 大 臣 伊 藤 達 也

諮問第297号
作物統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「作物統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、平成17年4月以降に実施される作物統計調査（指定統計第37号を作成するための調査）について、諮問第279号の答申「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」を踏まえ、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づく農林水産統計の見直しにも対応して、面積調査のうち作付予定面積調査及び作況調査のうち予想収穫量調査（果樹・野菜）を廃止するほか、作況調査のうち収穫量調査の一部について、毎年又は3年周期の全国調査から3年又は5年周期の全国調査に変更等を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、調査の効率的実施等の観点から、検討する必要がある。